

美作市上下水道事業経営審議会（第6回）会議録

日 時 令和6年10月29日（火曜日）
午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 美作市湯郷地域交流センター2階大ホール（美作市湯郷）

出席者 【委員】12名（委員総数12名 五十音順、敬称略）

- ・青山 慶
- ・東 芳郎
- ・稲益智子
- ・神原一寿
- ・小山智美
- ・仁木典子
- ・西田陽介（会長）
- ・西田尚美
- ・長谷川裕一（副会長）
- ・福永勝彦
- ・水元千都江
- ・山本眞澄

【美作市】

- ・森元 浩之（都市整備部部长）
- ・中谷 雅律（下水道課課長）
- ・高坂 正和（下水道課課長補佐）
- ・藤澤 芳憲（下水道課庶務係長）
- ・小林 寛之（下水道課工務係長）
- ・前原 正幸（下水道課庶務係主任）

傍聴者 1人

次 第

1. 開 会
 (1) 会長あいさつ
2. 議 事
 (1) 下水道事業経営戦略の改定について
 (2) 答申（案）について
3. その他
4. 閉 会

配布資料

- ・資料－1 美作市下水道事業経営戦略の改定（案）
- ・資料－2 美作市下水道事業経営戦略の改定について

会 議 録

1. 開 会
 (1) 会長あいさつ

2. 議 事
 (1) 下水道事業経営戦略の改定について

会 長 本日の審議の全体的な流れについて申し上げます。
 下水道事業経営戦略の改定について事務局より再度要点の説明を受けます。
 その後、委員の方々より、下水道課が説明したことについて、質問やご意見をお受けします。続きまして、答申案についてご議論頂き、意見をお聞きした上で答申の完成まで、持っていければというふうに考えております。それでは次第に沿って進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。
 まず一つ目ですが、『下水道事業経営戦略の改定について』ということで前回の会議でも説明がありましたが、事務局から再度要点の説明をお願いします。

事務局 前回の審議会の説明で、下水道事業経営戦略の改定項目、経費回収率の向上に向けたロードマップの追加についてご説明いたしました。今回はさらに詳しく、内容を説明させていただきたいと思っております。スライドを基に、また前回お配りしました資料を使いながら説明させていただきます。
 まず、1. ロードマップですが、スライドのほうをご覧ください。
 少し小さくて見にくいかもしれませんが、国土交通省、令和2年7月21日付の

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」を抜粋しております。こちらでは、今後実施すべき収支構造適正化に向けた取組として4点を挙げています。

1. 経営状況の見える化等による住民理解の促進、2. 経営努力の徹底、3. 社会経済情勢の変化への適時適切な対応、4. 都道府県による支援。

この4点ですが、今回のロードマップの追加については、3. 経済、社会経済情勢の変化への適時適切な対応、こちらの(1) 中長期収支見通し等に基づく適切な収支構造への見直し、この文章の中に、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的な取組及び実施予定時期を経営戦略に明記することとされておりまして、それに基づいております。

それでは資料1の35ページ、表5-1-1 経費回経費回収率の向上に向けたロードマップについて、説明させていただきます。資料2は32ページからになります。上から、「計画期間」「戦略改定」「施設」「使用料検討」「検討結果の公表等」となっております。

まず「計画期間」についてですが、これは経営戦略の計画期間を指します。

次に「戦略改定」ですが、おおむね5年ごとの見直し検討を予定しております。

「施設数」ですが、記載の施設数の推移は、資料1のほうの19ページにもありまして、統廃合のスケジュール、こちらとリンクしております。

次に、「使用料検討」及び「検討結果の公表等」についてですが、令和6年から7年の2年にかけて使用料金の検討を行います。今回の会議等も一応この中に入っております、その結果を令和8年に公表する予定としております。

ここで補足したい点がありまして、使用料金の検討イコール料金改定、つまりその値上げに直結するものではなくて、例えば使用料体系の設定は適正かどうか、使用水量に応じて料金単価を変えるいわゆるボリュームゾーンの設定等の検討、また料金徴収の方法についての検討や類似団体との比較などを審議していく予定にしております。

次の業績目標に移ります。

2. 業績目標の②、取組内容について、ロードマップに基づいた取組内容を示しております。そこに5つの取組内容を挙げておりますが、1の(1)水洗化率の向上については未接続解消がまず1番であり、それに向け進めていきたいと考えております(2)、(3)については、ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の状況を長期的視点で計画的にかつ効率的に管理していくことで、長寿命化、施設維持費の削減を図り、あわせて統廃合計画により施設規模の適正化を図ります。ストックマネジメント計画と統廃合計画をあわせて進めていくことで、適正な施設規模の管理、確保と計画的な施設管理を行い、費用の削減を目指していきます。また、近隣町村や隣接町村への広域化共同化、例えば隣接町村との下水道接続による広域化や、近隣町村との管理システムの共同化などについても調査検討を進めていきたいと考えております。

(4) は、政府の方針等による社会インフラの DX、デジタルトランスフォーメーションへの検討・導入を進めていきたいと考えております。デジタル技術の活用は、効率的な維持管理を支える基盤にもなります。維持管理システムの DX 化を進め、効率化を図ります。あわせて、AI の活用について調査検討を進めていきたいと考えております。

(5) は、先ほど補足説明をしましたように、今後の審議会で、使用料の検討等を図っていきたいと考えており、また適時行っていくことは、次の第 6 章にあります経営戦略の事後検証、PDCA サイクルにも繋がっていくこととなります。

資料 2、35 ページの説明のほうに移らせて頂きますが、前回の説明後に若干の修正をさせて頂きました。

企業債利息 E の欄と減価償却費 F の欄ですが、以前お配りした資料ですと令和 6 年度から不要という予定にしておりましたが、1 年延びまして、令和 7 年度からに変更させて頂いております。これにより令和 6 年度の経費回収率が若干減少しておりますが、令和 13 年度までの経費回収率の推移には変わりありません。

ではおさらいの意味も含め、説明をさせていただきます。

令和 13 年度までの経費回収率の向上に向け、関連した下水道使用料と汚水処理費を示したのですが、令和元年度から令和 5 年度までの黒字の部分が確定値、令和 6 年から令和 13 年度までの色つきの数字が、前 5 年間の決算数値の平均などを基に算定したものです。

これに示したように、更なる経費回収率向上に取り組んでいき、令和 13 年度に経費回収率 70%を目指していきたいと考えております。

ただ今後、人口減少などにより下水道使用料増加の見込みが厳しく、経費回収率 70%を目指すには、汚水処理費の削減が、最も効果的だと考えております。

汚水処理費の中でも高い割合を示すのは、表の C の欄、処理場費です。この理由は処理施設の多さ、こちらが 1 番大きいと捉えております。前回の説明でも触れましたが、現在、処理施設の統廃合を進めており、処理場費の削減を図っております。これまでに 4 施設の統廃合を実現しており、今後さらに 10 施設の統廃合を目指しており、令和 13 年度までに 8 施設の削減、処理場費 3700 万円の削減効果、最終的には 10 施設の削減で 5400 万円の削減効果を試算しております。

さらに、処理場費の経費削減策として、修繕費の補助事業化に積極的に取り組み、また様々なコスト削減努力により年間 500 万円の削減効果を目指します。

次に、汚水処理費の中のその他 D 欄ですが、この中には人件費が含まれております。今まで職員 12 名分の人件費をこちらに計上していましたが、そのうち 4 名分を今年度予算から、資本的収支予算、建設改良費のほうに計上しております。これにより経費回収率の計算上から 4 名分の人件費が除外される形になり、結果、経費回収率を上昇させることとなります。

さらに、令和 7 年度から機構改革により、水道課と統合し、上下水道課となります。これに伴う人件費削減を見込んでおります。

続いてEの企業債利息とFの減価償却費についてですが、一般会計から繰入れをしておりましたが、繰入金には総務省が定めた繰入れ基準があり、それに基づき繰入れするものを基準内繰入金、それ以外のものを基準外繰入金と定めています。市では、資本費＝減価償却費と利子のうち約9割を一般会計負担分、残り1割を下水道事業会計の負担としておりましたが、その部分についても、最終的には一般会計から基準外として繰入れをしていたため、その割合を変更し、全額基準内繰入金とすることで、経費回収率の上昇をさせることになります。

以上の取組を中心とした経費削減を取り組んでいくことにより、下水道使用料の値上げに頼らず、経費回収率70%を目指していきたくと考えております。

ただし、計画どおりにいかない可能性もあります。先ほど説明したように次年度以降も定期的な使用料検討や検証を行うことで、PDCAサイクルを機能させていきたいと考えております。

説明は以上となりますが、次に経営審議会質問票の説明に移らせていただきます。

事務局

今回の開催にあたり、事前に皆様へ意見・質問の連絡票をお送りしましたところ、質問がありましたので、説明をさせていただきます。

質問1ですが、『業務用使用料体系の規定がなく、一般家庭使用料と同じとの記載だが、業務用使用料体系はあるべきと思うが規定しない理由は。』という質問です。これまで一般家庭と事業者等を分ける明確な基準がないことと、料金体系の変更による影響が予想しにくいことが今まで、規定できなかった要因だと考えております。ただしご指摘のとおり、今後の使用料検討における検討課題の一つであるととらえております。

質問2、経営戦略案の12ページ、経費回収率のことですが、『下水道使用料にあるのは、実際に徴収した料金と考えていいのでしょうか。』との質問です。この計算式の使用料とは調定した額、つまり使用者に請求した額のことを指しており、実際に徴収した額ではありません。

質問3、経営戦略案の35ページの2の2、取組内容についてです。『水洗化率向上とありますが、手だてがあるのか。』との質問です。令和5年度の現在水洗化率は約90%であり、残りの10%が未接続の状態です。未接続の解消が水洗化率向上へと繋がりますが、有効な手だてがないのが現状です。例えば、戸別訪問など未接続者への勧奨を進めていくなど、地道な対応を続けていきたいと考えております。

同じく経営戦略案35ページ、2の2の取組内容のことで『水道使用料収入の確保に料金未納者への対策が述べられていないのは。』との質問です。未納対策は重要な課題と考えております。現在、未納者に対し、水道課と連携し、必要な対策を行っていますが、未納者が存在するのが実情です。今回の経費回収率に限って言えば、未納金額の影響がないため記載しておりませんが、今後の検討課題としたいと考えております。

質問5の経営戦略案36ページの(4)、新技術の導入及び官民連携の推進について

『DX など新技術の導入とあるが、いつ検討し、いつ頃導入するのか。』との質問です。国土交通省が定める「新下水道ビジョン加速新戦略」の重点項目に DX の推進が令和 4 年度改定から追加されており、現在、事例等について調査検討を進めております。導入の時期については明確に回答できませんが、実施していきたいと考えております。

また同じく、新技術の導入のところで『新たな収入確保とあるが、具体的には。』との質問がありまして、こちらについては現在、調査研究を進めているのは太陽光発電設備の導入です。

また、前回の会議で御指摘のありました空き施設等の利活用についても、新たな活用方法がないか、情報収集をあわせて進めております。

質問 7 番。経営戦略案 36 ページの経費回収率の目標に関してですが、『令和 13 年度回収率 70% の目標を達成できなかったとき、補助金返還を求められないか。』との質問です。今回、経営戦略の改訂に当たり、第 5 章を追加した理由の一つに、このロードマップの記載が社会資本整備交付金の交付要件と定めているからです。さらに、令和 2 年 7 月 22 日付け、国土交通省事務連絡、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」では、ロードマップに定めた業績目標が達成できない場合、また、令和 7 年度以降、供用開始後 30 年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が m^3 当たり 150 円未満であり、かつ経費回収率が 80% 未満であり、かつ、15 年以上使用料改定を行っていない場合、社会資本整備交付金の重点配分の対象としないと明記しております。つまり、目標達成できない場合は、社会資本整備交付金の重点配分の対象とならないが、補助金返還まではないと考えております。

以上で説明を終了させていただきます。

会長 ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がありました、今の説明に関しまして何か御意見があれば、ぜひ出していただきたいと思えます、委員の方々いかがでしょうか。

ちょっと私から伺ってよろしいでしょうか。

今の DX 関連ですとか、太陽光発電なんていう話もありましたけれども、こういった新技術の導入っていうのは予算が必要になってくるのですけれども、その点というのはもうご考慮されているのか、今の段階ではまだっていうことなのかもしれませんけど、DX にしても太陽光発電にしても、かなり一定の費用が必要になるという認識ですのでその点が気になった点と、例えば減価償却する場合とかっていうのが今の比率に関して計算式上影響を与えるのかどうかっていうのもちょっと分からなかったんで教えていただければよろしいですか。

事務局 まず DX と太陽光のほうの説明なのですが、DX 関連に関しては、まだ準備中、調査検討段階のことでありまして、予算等の方まで検討してないのが実状です。ただ太

太陽光発電に関しては、市の担当部署と共同して、現在、調査検討を進めており、補助金も付くという話を伺っております。

会長 そうすると今回の回収率に関してはプラスの方向性が見込めるというふうにお考えだということなのではないでしょうか。ちょっと初期投資が、DXにしても太陽光発電にしてもすごくおおきいので、ちょっと、こういうものを導入されるときはいろいろ考えることがあるのだろうなと思ったということです。

事務局 太陽光に関してのことですが、実は先ほど説明していた、太陽光で利益をとという方向で進めていたのですが、つい先日、業者等と協議をしているうちに、第三者所有、太陽光発電のオンサイトPPAといいまして、公共施設の屋根などに、太陽光発電設備を業者に設置していただいて、発電した電気を下水道課が使用するという形のほうが有効ではないかと、というような方向に進んでおりまして、利益というよりも、かかる費用、つまり電気代の削減方向にシフトしていくかもしれないという状況に進んでおります。

事務局 先ほどの比率に影響がないかという話についてですが、下水道事業に関しましては結論からいいますと、経費回収率の比率にはマイナスの影響はないということになります。理由としましては、資本的収支予算で取得をいたしまして、それが減価償却費とか利息で、収益的収支予算に戻ってくるわけですけれども、その部分について、今の下水道については先ほど説明で出ました繰入れ基準というもので、いわゆる公費負担ということにルール上できるようになっていまして、その公費負担という位置づけにできれば、使用料で回収すべき経費として出てきませんので、経費回収率には影響なしというような、形になります。

会長 ありがとうございます。
太陽光発電とかつてもともと減価償却が長いと思うのでいいのですが、DXとか技術革新も早いので、その辺りも気になりました。計算式に関しては多分いろいろあると思います。私もそこまで詳しく知らなかったので大変参考になりました。
ありがとうございます、ほか委員の方々から御質問いかがでしょうか。
参考までに未納者の比率ってどれぐらいあるものですか。
価格改定が仮にあったとすると、当然未納率って上がるはずなんですよ。ちょっとその辺、数字的にどんなイメージなのか参考までに教えてもらえればと。

事務局 未納ですが、99.5%ぐらいは納入があり、残りの0.5%ぐらいはずっと溜まっていて、不納欠損、つまり徴収ができなくなる可能性が出てきます。未納件数までは把握していませんが、平均的な金額でいうと、それぐらいかなと。

会長 そうすると大体、水道料金が変わらないとすると 200 件に 1 件ぐらいは未納者がいるってイメージですか、99.5%くらいだと。

事務局 直近の令和 4 年度 5 年度あたりの数字ですが、コロナの時期に、徴収猶予などを美作市がやっており、事業者で割と高額の猶予をした事例もあり、その辺りが影響しているので、200 件に 1 件よりも、もうちょっと少ないと思うのですが、正確な件数ではないのですが。

会長 思ったより多くなって感じだったんですけど。おっしゃられるとおりコロナの時期って、いろんな措置が出ていて、多分そこで大口が入っているんで、押しなべて平均ってわけにいかないと思うのですが、承知しました。他、委員の方々からご意見ご質問等ございますでしょうか、お願いいたします。

委員 空き施設の利活用、活用方法が情報収集などをあわせて進めますということですけど、結局、補助金適化法がハードルになって、あまり検討の余地はないと思うんですよね、今のところ。なので国に対して補助金適化法の緩和を求めていくことも大事なんじゃないかなと。特に何でもかんでも緩和すると、不正な利用に繋がると思うので、こういう計画的に統廃合した施設については緩和してくださいとか、条件付で緩和してもらおう。それによって利活用が進むと思うのです。逆にそれぐらいしないと利活用できないのかなと思いますので、そういうことも検討、検討というよりもぜひやって欲しいです。

事務局 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

会長 ほかに委員の方々からご意見ご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは意見を取りまとめたいと思います。経費回収率の向上に向けたロードマップが今回追加されまして、計画期間である令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間に於いて経費回収率を 70%に引き上げると。最終的には令和 23 年度までに 80%以上を目指すという目標が掲げられましたが、これまでの皆さんの意見を踏まえると、追加する内容についての異議はないと考えますが、審議会としての意見の取りまとめとしてよろしいでしょうか。はい。ではそういう形でまとめたいと思います。それでは一旦ここで、休憩します。

(2) 答申(案)について

会長 続きまして事前に郵送にて配布した答申案について、委員の御意見を頂きたいと思っております。審議会としましては最終的に市長からの諮問に対する答申を書面で提出す

ると、いう形になります。それでは答申案を朗読させていただきます。

美作市の下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少の影響を受け、下水道使用料の増収が見込めない状況にある一方で、下水道施設の統廃合や老朽化した施設の更新、さらには耐震化に伴う投資費用の増加が見込まれており、経営環境は、今後ますます厳しくなっていくものと思われま

す。こうした中、国土交通省より「令和7年以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/㎡未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、さらに15年以上使用料改定を行っていない場合」には社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としない旨が示されています。

本市では、下水道使用料改定後の経過年数及び使用料単価については、国土交通省が定める重点配分の基準を満たしているものの、経費回収率は令和5年度決算時点で59.26%と大幅に基準を下回っており、下水道施設の統廃合や老朽化した施設の更新など投資費用の増加が見込まれる中、国土交通省からの交付金を有効に活用することができなければ、一般会計への依存度が増す結果となり、持続可能な経営を行うことは困難です。

美作市下水道事業経営戦略の第5章にて、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」が今回追加され、計画期間である令和4年度から令和13年度の10年間に

おいて経費回収率を70%に引き上げ、最終的には令和23年度までに80%以上を目指す目標が掲げられました。下水道事業は市民生活を支える重要な社会資本であり、公営企業として独立採算制の原則を遵守しつつ、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するためには、引き続き経営努力を怠らず、自立した経営を行っていくことが肝要であります。

以上の観点から、美作市下水道事業経営戦略の改定について、改定した経営戦略に基づき下水道使用料の適正化と経費回収率の向上を図り、下水道サービスの安定的提供を目指して取り組まれるよう要望いたします。

この答申案についていかがでしょうか御意見があればぜひ委員の方々お願いいたします。どうぞお願いいたします。

委員

失礼します。

大筋、問題ないと思うのですが、これ文章の好みの問題かもしれませんが。最後のところで、以上の観点からの、以下のところなのですが、今回、諮問を受けて、この改定案が示されているので、この答申書の中に『改定案については問題ない』という文言が出てこないのかなと思っています。『今回の改定案については妥当である』と認めたということを入れて、『今後の事業についてはこれに基づいて』というふうにこの最後の3行のところに少しつけ加えがしたいなと思います。

参考までに申し上げますと、以上の観点からの、以下のところです。

美作市下水道事業経営戦略改定案の内容は、妥当であると認められ、今後の美作市の下水道事業は、この経営戦略に基づき云々ということで、少し文言の追加をお願いできればと思います。

事務局 先ほどご指摘頂きました内容に改めて、修正できた案を、委員の皆様に、また確認の意味を込めまして、後日郵送でお送りしたいと思います。

会長 特に、大きな変更点はないかと思うので、それで進めていただければと、そのほかご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは事務局のほうでご意見に基づいた修正をしていただいて、その後、委員のほうで確認をしてそれをもって答申の完成という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお完成した答申は後日代表して私から市長のほうに提出をさせていただきます。

以上で議事のほうは終了したいと思いますよろしいでしょうか。

3. その他

4. 閉 会